



調布市農業振興計画 (改定版) 概要版

令和2年度～令和11年度
令和2年3月(令和7年3月改定)



調布産農産物ブランドキャラクター
「ベジタくん」



調布市農業振興計画の改定にあたって



令和7年3月

調布市長

荒井 貴樹

環境保全，食育・教育，防災機能等，多面的な機能を有する都市農地は，平成27年4月に施行された「都市農業振興基本法」及び平成28年5月に策定された「都市農業振興基本計画」により，適正な保全が図られるべきものとする事が定められました。

このことから，調布市では令和2年3月に「調布市農業振興計画」を策定し，将来像を「くらし彩る調布市農業～持続可能な農業を目指して～」と定め，「いきいきとした農業経営」，「農のある地域づくり」，「農地の保全・活用」の3つの基本方針のもと，将来像の実現に向けて様々な施策を展開して参りました。

しかし，策定から5年が経過し，都市農業を取り巻く環境や市内農業の実態は変化し，多様な販路の拡大を目指したマルシェの開催や農作業省力化を見据えたスマート農業の推進等，市内で新たな取組も実施されています。これらを踏まえた中間見直しとして，このたび「調布市農業振興計画（改定版）」を策定いたしました。

本計画では，市内農業の持続的な振興を推進するとともに，農地の持つ多面的機能を維持するため，農地の保全を図り，良好な都市環境の形成に資することができるよう，取組内容を更新しました。

今後，計画の推進にあたっては，農業者の皆様をはじめ，関係団体，市民の皆様と連携し様々な取組を展開して参りますので，一層の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに，本計画の改定に当たりまして，貴重な御意見や御提言をいただきました調布市農業委員会委員の皆様をはじめ，御協力を賜りました農業者，関係団体及び市民の皆様から感謝申し上げます。

調布市農業振興計画（概要版）

目次

第1章 計画の背景と目的	1
1. 計画の背景と目的.....	1
2. 改定の目的	1
3. 計画の位置付け	1
4. 計画期間	1
5. 改定にあたって	1
第2章 調布市農業の概況と課題	2
1. 調布市農業の現状.....	2
2. 調布市の農業の課題.....	6
第3章 調布市農業の将来像	7
1. 調布市農業の特徴とその将来像.....	7
2. 基本方針	7
第4章 将来像の実現に向けた取組の展開	8
1. 計画の体系	8
2. 具体的な取組の内容.....	9
第5章 農業振興計画実現に向けて	12
1. 推進体制の確立	12



第1章 計画の背景と目的

1. 計画の背景と目的

都市農業をめぐる社会情勢の変化を踏まえ、都市農業振興基本法に基づく地方計画を兼ねた「調布市農業振興計画」を令和2年3月に策定しました。調布市農業の持続的な振興に関する具体的取組を総合的かつ計画的に推進し、あわせて良好な都市環境の形成に資することを目的としています。

2. 改定の目的

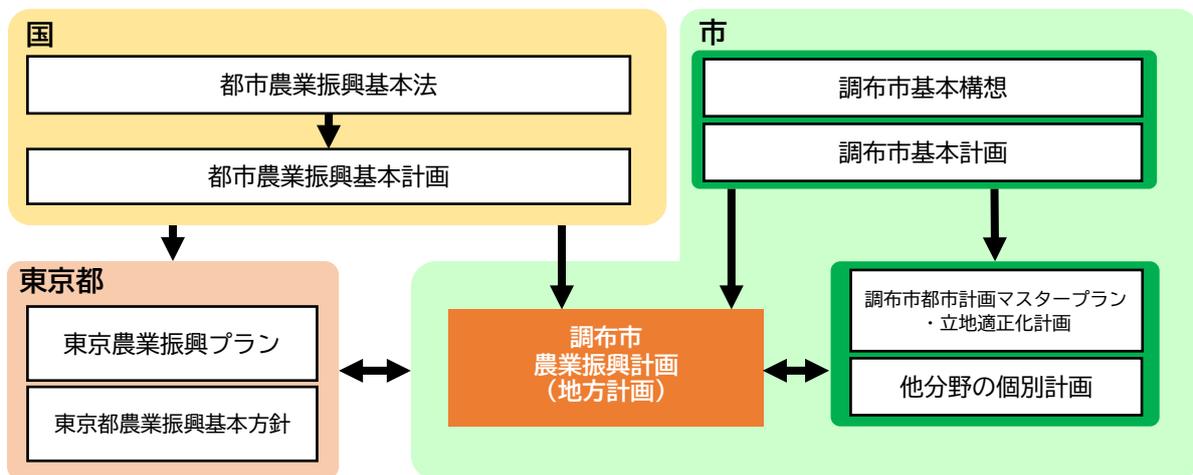
農業分野における環境変化、生産緑地法の改正や都市農地の貸借の円滑化に関する法律(以下、「都市農地貸借法」という。)の施行等、都市農業に関する法制度の整備に加え、多様な販路の拡大を目指したマルシェの開催や農業省力化を見据えたスマート農業への対応等、都市農業を取り巻く環境の変化や市内農業の実態の変化を踏まえ、計画策定から5年を経過する令和6年度に中間見直しを行い、計画を改定することとしました。

改定にあたっては、本計画の基本方針は保持しつつ、計画の最終年度である令和11年度を見据え、都市農業を取り巻く情勢の変化や前期5年間の取組状況を鑑みて、取組内容の修正や追加を行いました。

3. 計画の位置付け

本計画は、都市農業振興基本法に基づく地方計画に位置付けられるものです。加えて、市の最上位計画である調布市基本構想や関連計画との整合を図りつつ、調布市の農業の発展に向けて農業振興計画を策定しています。

【本計画の位置付け】



4. 計画期間

調布市農業振興計画の計画期間は、令和2年度(2020年度)から令和11年度(2029年度)までの10年間としています。

5. 改定にあたって

計画の改定にあたっては、東京農工大学の榎本弘行准教授による監修を受けています。



第2章 調布市農業の概況と課題

1. 調布市農業の現状

(1) 農業経営

①小規模な農家が多い

経営耕地面積は、農家のうち約9割が1ha未満であることに加え、農産物販売金額300万円以下の農家が半数以上を占めています。

②住宅地に囲まれた都市農地ならではの苦労がある

農業を行っていく上で困っていることとして、3割近い農家が「農薬散布が十分できない」や「空き缶やゴミなどの不法投棄が多い」等をあげており、市民生活との調和や環境への配慮等、市街化区域ならではの営農活動の難しさを感じています。

③認定農業者は増加している

市では「家族経営協定」の締結による共同申請等を推進しており、市内の認定農業者は増加しています。

④就業条件が改善傾向にある

休日や労働時間を定める等、家族経営の就業条件の明確化による労働環境の改善を目標とする農家が多くなっています。

⑤補助事業による支援が望まれている

農業用施設整備等への補助やフェンス整備等の支援を望む農家が多い現状に対して、認定農業者や生産者組織向けの補助事業が活用されており、農業経営の向上や農家の交流の促進、生産体制の強化が図られています。

(2) 生産体制

①市内農産物の需要

直売所で手に入る市内農産物の購買意欲が高く、新鮮な農産物を望む市民が多くなっています。

②環境に配慮した農産物の栽培には技術を要する

環境に配慮した栽培を行っている農家が比較的多く、今後の実施に関心のある農家も多くなっています。

また、環境に配慮した栽培に必要とされるものについては、有機肥料の配付や施設整備のための補助が望まれています。

③収入保険・農業共済

市では、自然災害からのリスクをカバーできる農業保険・共済制度の認知は着実に広がっていますが、加入状況は低くなっています。理由として、保険・共済制度の補償内容が家族経営で小規模農家が多い調布市の農家に見合っていないため、加入するメリットがないと考える農家が多いことがあげられます。



(3) 労働力・担い手

① 農業の担い手の減少・高齢化が進行している

市内の基幹的農業従事者は減少傾向であり、高齢化も進行しています。そのため、農作業の省力化を考えている農家が多くなっています。

② 後継者等担い手は、技術指導や働きやすい環境を求めている

農家のうち約7割が、農業後継者を想定できる状況で、農業後継者への支援として、農業技術・経営指導を望んでいる農家が多くなっています。また、更なる女性農業者の参画も望まれ、生活との両立が可能な環境の整備や農作業の省力化が必要です。

③ 先進技術を取り入れた農作業の省力化

農家のうち約8割がスマート農業の活用を検討していない一方で、今後取り入れたものとして「先進技術を活用した農業の確立」をあげる農家は増加しており、都市農地が広がる調布市では、先進技術には一定の関心があるものの、スマート農業のメリットを感じにくい農家が多いことがわかりました。

④ 市民参加による労働力の確保

農家のうち約8割が、援農ボランティアの活用は希望しておらず、小規模で家族経営が多い調布市では、ニーズが低いことがわかりました。

⑤ 障害者の雇用（農福連携）

農家のうち約8割が、障害者の雇用は検討しておらず、小規模で家族経営が多い調布市では、働き手を雇用するニーズが低いことがわかりました。

(4) 販売力

① 調布市の農業の特徴

市内の経営耕地面積は減少傾向にあります。一方で、キャベツ・トマト・ダイコン・コマツナを中心に多品目を生産することで、消費者との距離が近い都市農業の強みを活かし、年間を通じて消費者ニーズにあった作物の栽培をしていることが考えられます。

② 市内農産物への関心は高い

約9割の市民が、市内農産物を「食べている」、「食べたい」と回答しており、市民の関心は高いことがわかります。

③ 直売情報の発信

農家と市民の交流拠点になっている直売所について、約6割の市民が利用しており、より一層の情報周知をするため、直売所マップや転入者向けの案内チラシを作成する等の広報活動を行っています。

④ 加工品の取組状況

市内の関連団体や農家等により6次産業化に向けた取組が行われています。

⑤ 販路の拡大による市内農産物の販売が求められている

駅前の広場等、人が集まる場所での販売や手軽に市内農産物が手に入れられる機会を求める声が多くなっています。

(5) 販売形態

① 市内の農家の販売方法は直売が多い

農家意向調査では、現在の販売方法として「個人で直売」と回答した農家が半数を超えており、直売所を所有している農家が多いことがわかります。

② 直売を実施している農家が増加している

農家意向調査より、個人による直売所の実施状況について、半数以上の方が「(直売所等を)持っている・行っている」と回答しています。前回実施した農家アンケートより15%増加しており、支援による効果が出ていると考えられます。



(6) 農業体験

① 農業体験の場が充実している

市内では市民農園や農業体験ファーム、観光農園等が開設され、市民が農業を体験できる場が充実しています。また、調布市民意識調査報告書では、市民農園の増加や農業体験等を希望する意見が寄せられており、更なる農業体験の場の充実が求められています。

(7) 食育

① 「食育」が推進されている

市では国の「第4次食育推進基本計画（令和3年度）」及び、都の「東京都食育推進計画（令和3年度）」を踏まえ、令和6年度を初年度とする「調布市みんなの健康・食育プラン（第4次）」により、食育を推進しています。

② 食育への取組が公立小中学校で実施されている

市では、市内の公立全小中学校で使用する市内農産物の提供をS & A（スクール & アグリカルチャー）が担っています。また、市内公立小中学校で農業体験や農家による講義が実施されており、農産物の種まきや生長の見学、収穫までの一貫した作業等、様々な取組内容となっています。

(8) 農業・農地への理解

① 農地の必要性は広く理解されている

調布市民意識調査報告書では、「地場農産物が手に入る」、「自然環境の保護」等、様々な理由から農地が必要だと回答があり、市内の農地の必要性が広く理解されています。

② 農業情報の効果的な発信が期待されている

若年層の情報の入手方法として、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、「SNS」という。）が一般的になってきています。今後、若年層へ向けた市内の農業情報の発信においては、SNSの活用が効果的だと考えられます。

③ 農家と市民の交流の機会が創出されている

毎年11月中旬頃に開催される「調布市農業まつり」や、市内農産物の採れたて野菜や花の直売をはじめ、フード・カフェを楽しむことができる「マルシェ ドゥ 調布」等が行われ、市民と農家の交流の機会が創出されています。

(9) 都市農地保全の状況

① 生産緑地の減少の理由として相続が多くを占めている

令和6年度の生産緑地面積は約105haとなっており、平成22年～令和6年までに約31haの生産緑地が減少しています。

生産緑地の減少の理由としては、主に相続があげられます。また、市内の都市化によって農地が市内全域に点在しており、周辺は住宅等に囲まれています。そのため営農環境の悪化等の影響が出ています。

② 農地貸借件数は近隣自治体と比較して多い

都市農地貸借法を活用した生産緑地の貸借について、農地貸借件数（令和5年度）は、調布市では29件（市民農園含む）と、近隣自治体と比較して多くの実績があります。一方で、農家意向調査では、約7割の農家が貸借を検討していないことがわかりました。理由として、農地を貸し出すことに対して不安に感じている等の意見があげられました。



(10) 農地の多面的活用の状況

①農地の持つ多面的機能

都市農業振興基本法や東京農業振興プランでは、農地は多面的な役割を持つとされています。

②農地の防災機能

市とJAマインズでは、「災害時における応急対策に関する協定書」を締結し、災害時の被災者への生鮮食料品等の供給や、一時緊急的に農地に避難することを記しています。また、市では都補助事業での農業用井戸設置補助を行っており、この補助事業により20箇所（令和5年度時点）に設置されています。

(11) 農のあるまちづくりの現況

①農のあるまちづくりの推進

市では、農業振興計画に掲げた「いきいきとした農業経営」、「農のある地域づくり」「農地の保全・活用」の3つの基本方針に基づいた取組状況を振り返り、計画の円滑な推進を図るため取組状況報告書を毎年作成・発行しています。

②まちなぎわいや農家とのふれあいの場が創出されている

まちなぎわいを創出するとともに、農家と消費者がふれあえる場を提供することを目的として、令和4年度に始まった「マルシェ ドゥ 調布」は、令和5年度より年に2回の開催となり、農業・農地への理解、関心が深まりました。

③緑地は減少し続けている

緑被率の推移をみると、平成22年から令和元年にかけて緑被地面積が688.96haから652.90haと約36ha減少し、それに伴い緑被率も約1.7%減少しました。特に屋敷林、住宅・事務所等の植栽、田畑、草地の減少が目立ちます。

④環境を整備し、農地と住宅地との共存を促進

農家が気を付けていることとして、「雑草の繁殖」、「農薬の散布」、今後の農業施策で重視して欲しいものとして、「農業用施設等への補助」、「フェンス整備等農地保全への取り組みに対する支援」と回答した農家が多くなっています。地域との調和を図る上で、雑草管理や農薬使用の軽減を含む農地保全の取組が必要であることがわかります。

⑤関連計画

「調布市都市計画マスタープラン・立地適正化計画（令和5年）」では、今後おおむね20年間で取り組むべきまちづくりの方向として「豊かな自然環境と調和したうるおいのあるまち」を定めており、「調布市景観計画（平成26年）」では、一定の景観特性を有し、景観の形成を一層推進する必要がある地区を「景観形成推進地区」としてあります。



2. 調布市の農業の課題

(1) 農業経営の強化

- ・農業経営に対する目標達成のための支援

(2) 環境に配慮した農産物の栽培

- ・市民生活との調和や環境に配慮した農産物栽培への継続的な支援

(3) 多様な担い手の確保・育成

- ・農業後継者への農業に関する情報提供や技術・経営指導の支援
- ・省力化を見据えたスマート農業に関する基盤整備への支援や講習会開催の情報提供等

(4) 農家の販売力の強化

- ・市内農産物の認知度向上に向けた、飲食店での市内農産物の活用促進
- ・直売の機会となるイベント開催等の多様な販路の拡大

(5) 市内農産物の消費拡大

- ・直売所の認知度を向上させる適切な情報発信
- ・直売所の増加に向けた自動販売機導入への支援

(6) 多様な農業体験の場づくり

- ・市民ニーズに対応した農業体験の場づくりの支援

(7) 都市農業を活かした食育の推進

- ・体験学習（授業）の実施場所や指導者の確保
- ・学童・学校農園等で実施されている食育への取組との連携・支援体制の構築

(8) 農業・農地への理解

- ・SNSを活用した農家から市民への情報発信強化
- ・農家と市民の交流の機会創出による農業・農地への理解促進

(9) 都市農地の保全

- ・各種法制度に基づく取組や営農活動、相続対策等への支援
- ・関係部署や農業団体と連携した農地の貸借に関する支援の継続

(10) 農地の多面的活用

- ・都市農地の多面的機能を発揮

(11) 農のあるまちづくり

- ・農業イベント開催によるまちのにぎわいや農家とのふれあいの場の創出
- ・農薬の飛散防止や土の流失を防ぐ土留め整備等、周辺住民に配慮した環境整備支援



第3章 調布市農業の将来像

1. 調布市農業の特徴とその将来像

調布市農業の特徴は・・・



これらの特徴を踏まえて、農家が持続的に多種多様な「豊かな農業」を営み、市民の「暮らし」に彩りを与え、農家と市民が持続可能な農業の環境の形成を目指し、調布市農業の将来像を以下のとおり設定します。

くらし彩る調布市農業
～持続可能な農業を目指して～

2. 基本方針

将来像を具体化するために、調布市の農業の現状を踏まえ、本計画で推進する取組の基本方針について、以下のように定めます。

基本方針1 いきいきとした農業経営

営農環境の向上や生産体制の強化により、農家がいきいきと活動できる農業経営体づくりを進めます。

基本方針2 農のある地域づくり

地産地消を推進し、市民にとって農が身近になる地域づくりを地域が一丸となって取り組み、市民の農業・農地への理解促進を進めます。

基本方針3 農地の保全・活用

農業生産の場として農地の維持管理を図るとともに、農業・農地のもつ多面的機能を活かした農地の保全を、市民とともに進めます。



第4章 将来像の実現に向けた取組の展開

1. 計画の体系

基本方針に基づき、調布市農業の将来像を実現するために「いきいきとした農業経営」、「農のある地域づくり」、「農地の保全・活用」を3本の柱とする体系のもとに、必要性の高い取組を重点項目として位置付け、優先的に実施を図るものとします。

基本方針		取組名
基本方針1 いきいきとした農業経営	1. 農業経営の支援	<<取組1-1>> 意欲ある農家への支援 <<取組1-2>> 生産者組織の育成・体制強化
	2. 新鮮で安全安心な農産物への取組推進	<<取組2-1>> 環境保全型農業の推進 <<取組2-2>> 持続可能な農業生産の促進
	3. 多様な担い手の確保・育成	<<取組3-1>> 農作業の省力化 <<取組3-2>> 担い手への包括的な支援拡充
	4. 農家の販売力の強化	<<取組4-1>> 調布市産ブランドの普及 <<取組4-2>> 多様な販路の拡大
基本方針2 農のある地域づくり	5. 市内農産物の消費拡大	<<取組5-1>> 直売の利用促進 <<取組5-2>> 市民に身近な販売形態の推進
	6. 多様な農業体験の場づくり	<<取組6-1>> 農業体験の場の充実 <<取組6-2>> 多様なニーズに応じた農業体験の場づくり
	7. 都市農業を活かした食育の推進	<<取組7-1>> 地域全体で取り組む食育の推進 <<取組7-2>> 学童・学校農園の支援
	8. 農業・農地への理解促進	<<取組8-1>> 農業情報の発信強化 <<取組8-2>> 市民との交流機会の充実・拡大
基本方針3 農地の保全・活用	9. 都市農地の保全	<<取組9-1>> 生産緑地の活用 <<取組9-2>> 相続対策の支援
	10. 都市農地の多面的機能の発揮	<<取組10-1>> 多面的機能の発揮の促進 <<取組10-2>> 防災機能の強化・拡充
	11. 農のあるまちづくりの推進	<<取組11-1>> 農のあるまちづくり <<取組11-2>> 農業関係機関との連携



2. 具体的な取組の内容

(1) いきいきとした農業経営

【取組方針】

1. 農業経営の支援

認定農業者制度の積極的な活用や周知の拡充を図ります。また、生産性の向上を目指し、生産者組織の育成と体制の強化を図ります。

- ◆<取組1-1>意欲ある農家への支援
 - ①認定農業者制度の活用促進及び周知の拡充
 - ②合理的な農業経営の促進
 - ③各種補助金・制度の周知・活用
- ◆<取組1-2>生産者組織の育成・体制強化
 - ①農業生産団体等への育成支援

2. 新鮮で安全安心な農産物への取組推進

新鮮で安全安心な農産物の生産を進めるため、有機質肥料の配付を行います。また、安定的な生産体制の強化のため、病害虫等に対する防除設備への支援や鳥獣害防止対策等に関する情報提供等を実施します。

- ◆<取組2-1>環境保全型農業の推進
 - ①環境保全型農業の推進（重点）
- ◆<取組2-2>持続可能な農業生産の促進
 - ①安定的な生産体制の強化

3. 多様な担い手の確保・育成

農作業の省力化に関する先進技術や東京型スマート農業に関する情報提供を行い、負担軽減の取組を支援します。また、多様な担い手への支援拡充を図るため、後継者等への支援に努めます。

- ◆<取組3-1>農作業の省力化
 - ①農作業省力化への支援（重点）
 - ②東京型スマート農業に関する情報提供（重点）
- ◆<取組3-2>担い手への包括的な支援拡充
 - ①新規就農者・セカンドキャリア就農への支援
 - ②女性農業者への支援
 - ③後継者への支援
 - ④援農ボランティア等の活用促進
 - ⑤農福連携による取組の研究
 - ⑥各担い手への相談体制の強化

4. 農家の販売力の強化

ブランドキャラクターの活用や飲食店での市内農産物の活用等により、調布市産農産物のブランド普及を図ります。また、インショップ販売や駅前での農業イベントの開催促進等、市民が集まる場所での販売促進を図ります。

- ◆<取組4-1>調布市産ブランドの普及
 - ①調布市産ブランドの向上
 - ②飲食店での市内農産物の活用の促進
- ◆<取組4-2>多様な販路の拡大
 - ①市民が集まる場所での販売促進（重点）
 - ②「マルシェ ドウ 調布」の開催（重点）



(2) 農のある地域づくり

【取組方針】

5. 市内農産物の消費拡大

直売所・市内農産物の認知度向上を目指し、直売所マップの更新や配布、電子化や効果的な媒体による情報を発信します。また、多くの市民に市内農産物を手にしてもらえよう、野菜の自動販売機導入に対して支援を行います。

- ◆<取組5-1>直売の利用促進
 - ①直売情報の発信強化(重点)
- ◆<取組5-2>市民に身近な販売形態の推進
 - ①直売所の新設・拡充の促進

6. 多様な農業体験の場づくり

市民が農とふれあう機会の充実のため、市民農園やふれあい体験農園の充実、農業体験ファームや観光農園を推進します。また、農業イベントや農業体験等の開催により、多くの市民が参加可能な農業体験の場づくりの支援を検討します。

- ◆<取組6-1>農業体験の場の充実
 - ①農業体験の推進(重点)
- ◆<取組6-2>多様なニーズに応じた農業体験の場づくり
 - ①農業体験の場づくりの支援

7. 都市農業を活かした食育の推進

地域全体で取り組む食育の推進のため、学校給食における市内農産物の活用の推進や、農業体験を希望する学校及び食育指導にあたる農家への支援を検討します。また、学童・学校農園の支援のため、農家と学校のマッチング等により学童・学校農園を推進します。

- ◆<取組7-1>地域全体で取り組む食育の推進
 - ①教育機関との連携による食育の推進
 - ②指導農家への支援
- ◆<取組7-2>学童・学校農園の支援
 - ①学童・学校農園の推進

8. 農業・農地への理解促進

効果的な情報発信媒体を活用した各種イベント情報や、各農家によるSNS等を用いた情報発信により、市民ニーズの高い情報の収集・発信をします。また、市民との交流機会の充実・拡大のため、農業イベントのPR強化やプログラムの充実を図ります。

- ◆<取組8-1>農業情報の発信強化
 - ①調布市農業・農地のPR
 - ②市民ニーズの高い情報収集・発信
- ◆<取組8-2>市民との交流機会の充実・拡大
 - ①農家と周辺住民における交流の促進
 - ②農業イベントへの参加促進



(3) 農地の保全・活用

【取組方針】

9. 都市農地の保全

「都市農地貸借法」の活用促進や、関連法制度の活用や各機関との連携による相談窓口紹介等の情報提供により、多様な形態による農地・農業の保全を図ります。

- ◆<取組9-1>生産緑地の活用
 - ①生産緑地活用のモデル紹介
 - ②「都市農地貸借法」の周知・活用(重点)
- ◆<取組9-2>相続対策の支援
 - ①相続相談窓口の紹介
 - ②勉強会や講演会の情報提供

10. 都市農地の多面的機能の発揮

都市農業・農地の多面的機能の発揮に向け、各種取組を支援し、イベントや情報発信でPRします。また、「未来に残す東京の農地プロジェクト」を活用した農業用井戸の設置等防災機能の強化を推進します。さらに、調布市地域防災計画に基づき、農地の防災機能を周知し、その発揮に努めます。

- ◆<取組10-1>多面的機能の発揮の促進
 - ①多面的機能の発揮の推進
 - ②農地の多面的機能のPR
- ◆<取組10-2>防災機能の強化・拡充
 - ①「未来に残す東京の農地プロジェクト」の推進
 - ②庁内の連携強化

11. 農のあるまちづくりの推進

「いきいきとした農業経営」、「農のあるまちづくり」、「農地の保全・活用」の3つの基本方針から、具体的な取組を展開し、農地の保全・活用を図ります。また、深大寺・佐須地域等の農地がまとまった地域や住宅地との混在地域で、農家を実施する周辺住民に配慮した環境整備を支援し、共存を促進します。

また、農地保全の取組は農業関係機関と連携しながら推進します。

- ◆<取組11-1>農のあるまちづくり
 - ①調布市農業振興計画の推進
 - ②まちのにぎわいの場を創出
- ◆<取組11-2>農業関係機関との連携
 - ①農地と住宅地との共存を促進
 - ②関連計画と連携した農のあるまちづくり



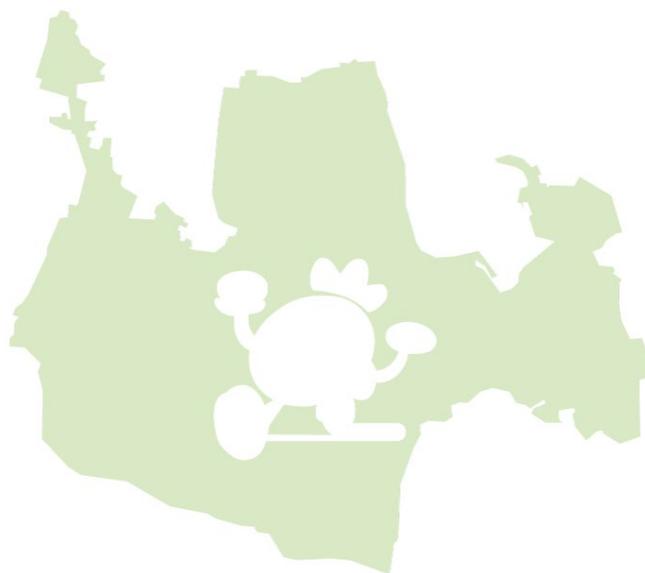
第5章 農業振興計画実現に向けて

1. 推進体制の確立

本計画は、調布市が、調布市民の皆様とともに推進していく農業振興計画です。農家、市民、行政が一丸となって、調布市農業の振興・発展のために、本計画を推進していきます。

本計画に掲げた「いきいきとした農業経営」、「農のある地域づくり」、「農地の保全・活用」の3つの基本方針に基づいた取組状況を振り返り、本計画の円滑な推進を図るため、市では「調布市農業振興計画取組状況報告書」を作成し市ホームページで公開する等、各事業の取組について周知・啓発を行っています。

また、目指す調布市農業の将来像の実現に向け、計画の円滑な推進のために、引き続き庁内関係部署はもとより、国や都、関係機関等との連携を図り、各取組を推進して参ります。



登録番号
(刊行物番号)

2024 - 177

調布市農業振興計画（改定版）概要版

発行日

令和7年3月

発行

調布市生活文化スポーツ部農政課

編集

調布市生活文化スポーツ部農政課

〒182-8511 調布市小島町2-35-1

電話番号 042-481-7182（直通）

FAX 042-481-6881（農政課）
